

★ 社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

知事が、児童福祉施設等への入所等措置を行った児童等について徴収する費用につき、当該費用を負担すべき者に特別の事情があると認める場合に、当該費用の算定の基礎となる階層区分を変更することができるようにするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十八年九月十二日